

姫路市育児用品ギフト事業業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和8年5月

姫 路 市

1 募集の概要

(1) 業務名

姫路市育児用品ギフト事業業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的

本業務は、乳児家庭全戸訪問事業時に育児用品に交換できるギフトカードを配布することにより、育児における経済的な負担軽減を図りつつ、姫路市公式LINEの登録勧奨を行うことで、継続的な子育て情報の発信・周知体制作り結び付け、保護者の子育てに関する不安、孤立感の解消を図ることを目的として実施するものである。

(3) 業務内容

要求水準書のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和11年8月31日まで

※ 契約締結日から令和8年8月31日までは準備期間とし、業務期間は令和8年9月1日から令和11年8月31日までとする。

※ 姫路市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第3号に基づく長期継続契約とする。なお、令和9年度以後において、この契約に係る姫路市の予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更し、または解除することができることとする。

(5) 提案上限金額

月額2,832,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

※ 本業務の委託料はギフトカードの発行に係る単価契約部分とホームページの維持等の固定費部分の合算を月額で支払う予定である（令和8年9月末納品分から令和11年8月末納品分までの計36か月分）。本上限金額は、月275個（予定数量）のギフトカードを支給する場合の月額とし、来年度以降における契約単価等の条件については当初の契約と原則同条件とする。

※ 提案上限金額については、年度ごとの予算額を保証するものではない。

(6) 残務処理

本業務は、ギフトカードの有効期限内又は配布されたギフトカードがすべて交換されるまで、コールセンターの運営、育児用品交換用HPの管理・運営及び育児用品の発送業務を実施する必要がある。これらの業務については、契約期間満了後直ちに別途契約することにより実施する予定である（契約単価等の条件については当初の契約と原則同条件とする。）。なお、当該業務は令和12年2月28日まで実施する予定である。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 公告の日において姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法

- 人税に滞納がない法人であること。
- (4) 公告の日から契約相手方の決定の日までの間において、次の全てに該当すること。
- ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 資本関係
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 組合とその組合員の関係にある場合
- (イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合
- (8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。
- (9) 令和3年4月1日以後に完了した、国、地方公共団体が発注したカタログギフトの作成、納品及び商品発送業務（以下、「カタログギフト提供業務」という。）と同等の履行実績を元請として有すること。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市こども未来局こども育成部こども支援課総務・児童厚生担当（以下、こども支援課という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2144

FAX (079) 221-2988

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和8年(2026年)5月29日から 令和8年(2026年)7月31日まで 本市の休日(姫路市の休日を定める条例(平成2年姫路市条例第15号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。)を除く。
閲覧の場所	こども支援課 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033295.html)

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和8年5月29日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和8年6月12日
3	参加資格確認結果の通知	令和8年6月15日
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和8年6月22日
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和8年6月30日(予定)
6	提案資料提出書類の受付期限	令和8年7月7日
7	提案内容のヒアリング	令和8年7月15日(予定)
8	契約候補者の特定	令和8年7月16日
9	契約候補者の通知	令和8年7月16日
10	契約相手方の決定	令和8年7月23日(予定)
11	契約締結予定日	令和8年7月31日(予定)
12	審査結果の公表	令和8年8月3日(予定)

5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却を行わない。

ア 提出書類

- (ア) 使用印鑑届兼委任状（様式1）（本市の業者登録がない事業者に限る。）
- (イ) 参加表明書（様式2）
- (ウ) 履歴事項全部証明書（令和8年3月1日以降に発行された最新のものの原本又は写し。本市の業者登録がない事業者に限る。）
- (エ) 業務実績調書（様式3）
- (オ) 関連企業申告書（様式4）
- (カ) 姫路市税の納税証明書（滞納無証明書）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (キ) 国税の納税証明書（税務署様式 その3の3）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し）

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和8年（2026年）5月29日から 令和8年（2026年）6月12日まで 本市の休日を除く
閲覧の場所	こども支援課 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 （ https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033295.html ））

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録の確認ができる方法によること。なお、郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において、配達記録の確認できない場合は、参加資格の有無に係る異議申し立ては受け付けない。

オ 提出場所

こども支援課

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和8年6月10日午前9時から同月12日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和8年6月15日までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市長に対して参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和8年6月22日正午までに、参加資格

がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）によりこども支援課に提出すること。市長は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会

説明会は、行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式5）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

kodomoshien@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和8年6月22日午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和8年6月30日午前10時（予定）

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加事項又は修正事項として取り扱う。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「姫路市育児用品ギフト事業業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式7（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により提案資料が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、第13項第2号により失格とし、失格に係る異議申し立ては受け付けない。

(4) 提出場所

こども支援課

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和8年7月3日午前9時から同年7月7日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 ヒアリングの実施

(1) 前項の規定により提出した提案資料について、提案内容に係る疑義について確認するための聞き取り調査（以下「ヒアリング」という。）を実施する。なお、ヒアリングの開催日時、場所等の詳細については、提案受付期間終了後、別途通知する。

(2) ヒアリングは、質疑応答により実施するものとし、補完的な資料の提出は認めない。

(3) 正当な理由なくヒアリングを欠席した場合は、失格となる場合がある。

10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

- ア 審査は、ヒアリングを実施の上、第8項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。
- イ 提案に関する評価は、審査委員会において実施する。
- ウ 審査委員会において、提案資料及びヒアリングの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。
- エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案内容に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案内容に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、提案金額の最も低い者を契約候補者とする。提案金額の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

評価項目		評価基準	配点			
業務経歴	企業の業務実績	令和3年4月1日以後に完了した、国、地方公共団体が発注したカタログギフト提供業務を元請として履行した実績が1件以上あるか ・履行実績が1件ある。(5点) ・履行実績が2件ある。(8点) ・履行実績が3件以上ある(10点)	10点			
		<p>安定的に事業を遂行するにあたり、業務を遂行するための体制は妥当か。</p> <table border="1"> <tr> <td>①本業務への想定職員数及び発送体制。</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>②問い合わせ対応体制(コールセンター及び育児用品交換用HPの対応言語数、育児用品交換用HPから注文できない保護者の対応方法、コールセンター開設日時、他問い合わせ対応方法)</td> <td>10点</td> </tr> </table>	①本業務への想定職員数及び発送体制。	5点	②問い合わせ対応体制(コールセンター及び育児用品交換用HPの対応言語数、育児用品交換用HPから注文できない保護者の対応方法、コールセンター開設日時、他問い合わせ対応方法)	10点
①本業務への想定職員数及び発送体制。	5点					
②問い合わせ対応体制(コールセンター及び育児用品交換用HPの対応言語数、育児用品交換用HPから注文できない保護者の対応方法、コールセンター開設日時、他問い合わせ対応方法)	10点					
提案内容	(2)カタログギフト内容	各商品の価格や種類、商品の質や実用性、カタログギフトの使いやすさなどの観点で魅力的な提案がなされているか。	45点			
		①子育て家庭の多様なニーズに応えられるように、幅広い価格帯から十分な種類の育児用品が提案されているか。(同じ商品名のサイズ違いは同一種類とみなす)	15点			
		②子育て家庭に喜ばれるような商品の質や実用性のある育児用品が提案されていることに加え、セット商品も豊富に組み込まれているか。	15点			
		③アンケート結果を効果的に育児用品ラインナップに反映させる工夫があるか。	5点			
		④1万円分すべて交換できるような簡単で分かりやすい工夫がされているか。	10点			
(3)デザイン性・カスタマイズ性	<p>育児用品交換用HP、ギフトカードなどについて、魅力的なデザインを作成できるか。</p> <table border="1"> <tr> <td>①育児用品交換用HP及びギフトカード・台紙・封筒の作成スケジュールは効率的に設定されているか。</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>②他自治体で受託した事業において、魅力的な育児用品交換用HPを作成しており、本市においても魅力的な育児用品交換用HPを作成する能力があると</td> <td>10点</td> </tr> </table>	①育児用品交換用HP及びギフトカード・台紙・封筒の作成スケジュールは効率的に設定されているか。	5点	②他自治体で受託した事業において、魅力的な育児用品交換用HPを作成しており、本市においても魅力的な育児用品交換用HPを作成する能力があると	10点	30点
		①育児用品交換用HP及びギフトカード・台紙・封筒の作成スケジュールは効率的に設定されているか。	5点			
②他自治体で受託した事業において、魅力的な育児用品交換用HPを作成しており、本市においても魅力的な育児用品交換用HPを作成する能力があると	10点					

		いえるか。	
		③非対象者にも育児用品が簡易に閲覧できる方法が提案されているか。	5点
		④指定された条件の中で魅力的なデザインが作成出来ているか。	10点

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。ただし、「業務経歴」の項目は除く。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 提案金額に関する評価

前項第1号に定める提案資料の様式8に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された事業費（受託希望金額）のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、事業費（受託希望金額）に関する評価点の満点である10点を付与し、その他の提案者の評価点は、10点に第1位の受託希望金額と当該提案者が示す受託希望金額との比率を乗じて得た数とする。ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の受託希望金額については評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。

$$10 \text{ 点} \times (\text{全提案中最低の提案金額} / \text{当該提案者の提案金額})$$

ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の平均点と事業費（受託希望金額）に関する評価点の合計により算出する。（満点110点）なお、総合評価点算出後に同号イただし書に該当する事例が発生した場合には、事業費（受託希望金額）に関する評価点を再算出した上で、総合評価点を再度算出する。

エ 最低基準点

提案者の提案内容に関する評価点は、30点を最低基準点とし、最低基準点を下回る場合は、契約候補者を特定しない。提案者が1者であっても同様とする。

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提案書が指定の枚数を超過する場合は、超過した提案書については評価しない。

ウ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

エ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

オ 契約候補者の特定を令和8年7月16日に行う。特定された契約候補者へは、口頭又は電話にて連絡した上で、その旨を別途書面により通知する。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

カ 特定された契約候補者は、令和8年7月23日午後4時までに、本件業務の見積書をこども支援課に提出すること。

キ 契約相手方名、契約金額及び審査結果については、令和8年8月3日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

ク 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

1 1 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号エと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

1 2 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第10項第1号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）によりこども支援課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1 3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第255号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者

(6) その他本プロポーザルの条件に違反した者

1 4 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1 5 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1 6 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱に定める暴力団排除に関する誓約書（第3号）を提出しなければならない。
- (4) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (5) 審査結果について、契約締結後に、別紙1のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、提案者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。
- (6) 本案件は電子契約を活用した契約締結を可能とする。電子契約の利用を希望する場合は、決定後、速やかに電子契約利用申請書を提出すること。なお、業者登録の電子契約用メールアドレスを登録している場合は、電子契約利用申請書の提出は不要とする。また、必要な様式等は、必要に応じて姫路市ホームページからダウンロードし、使用すること。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026069.html>)